

第2節 産業廃棄物の減量化とリサイクル推進

1 産業廃棄物の排出量・処理などの状況【循環社会推進課】

(1) 県内の発生状況*¹

① 県内総排出量

令和5年度に本県で排出した産業廃棄物は2,407千tであり、平成30年度の2,943千tと比較すると、約18.2%減少しています。

② 種類別排出量

産業廃棄物の排出量を種類別にみると、汚泥の排出量が最も多く、1,225千t（全排出量の51%）、次いで、がれき類508千t（21%）、ばいじん186千t（8%）、廃プラスチック類108千t（5%）、木くず58千t（2%）の順で、この5種類で全体の約90%を占めています。（図3-2-1）

③ 業種別排出量

産業廃棄物の排出量を業種別にみると、製造業が最も多く、847千t（全排出量の35%）、次いで、建設業647千t（27%）、水道業546千t（23%）の順となっており、この3業種で85%を占めています。（図3-2-2）

(2) 処理処分状況

① 発生からの処理処分状況

排出量2,407千tの処理処分状況は、再生利用量1,097千t（46%）、減量化量1,231千t（51%）、最終処分量80千t（3%）等となっています（図3-2-3）。

平成30年度と比較すると、再生利用量の割合が増加（44%→46%）し、減量化量の割合が減少（53%→51%）しています。

図3-2-1 種類別排出量構成比（令和5年度）
（単位：千t）

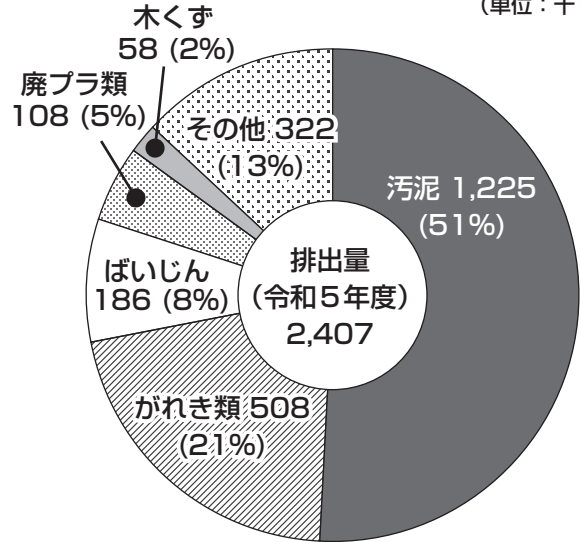
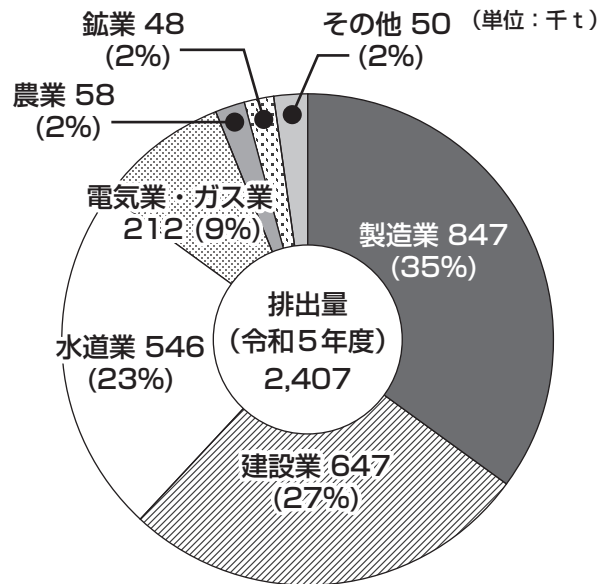


図3-2-2 業種別排出量構成比（令和5年度）
（単位：千t）



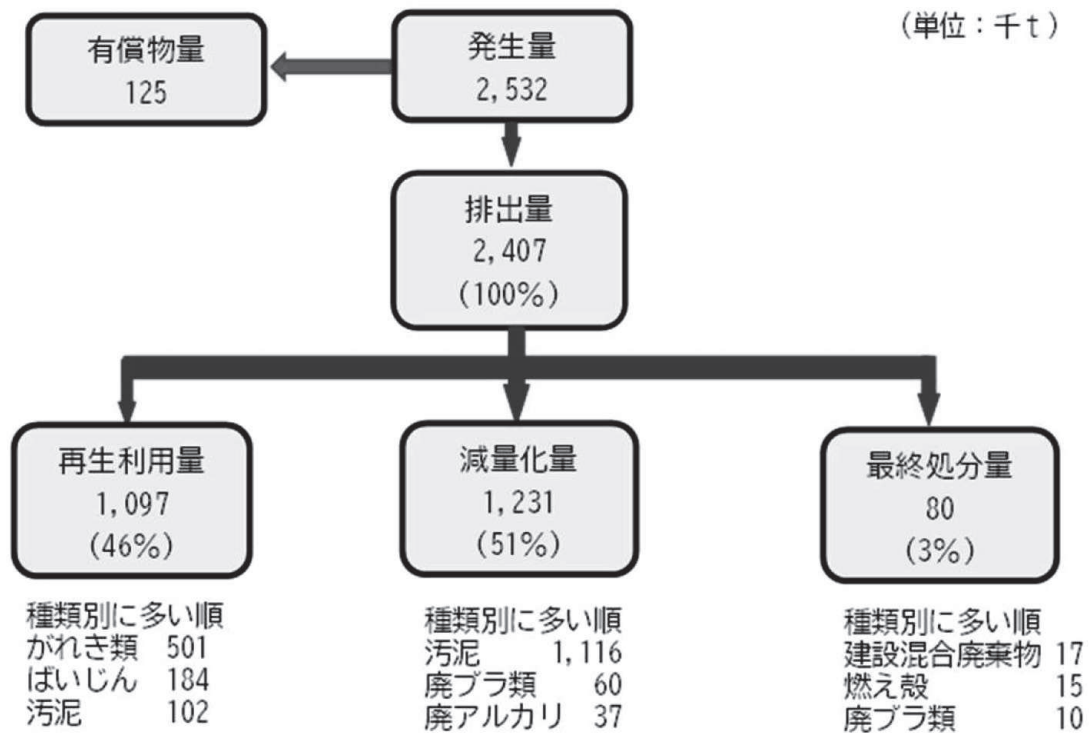
分野別施策の実施状況

循環型社会の推進

*¹ 県内の発生状況：産業廃棄物の実態調査については、県内事業所から産業廃棄物排出事業所を抽出し、アンケート調査により実施しています。調査は5年ごとに実施しており、直近のデータは、令和5年度の値です。

◆第2部 分野別施策の実施状況

図3-2-3 令和5年度処理処分状況



② 種類別処理状況

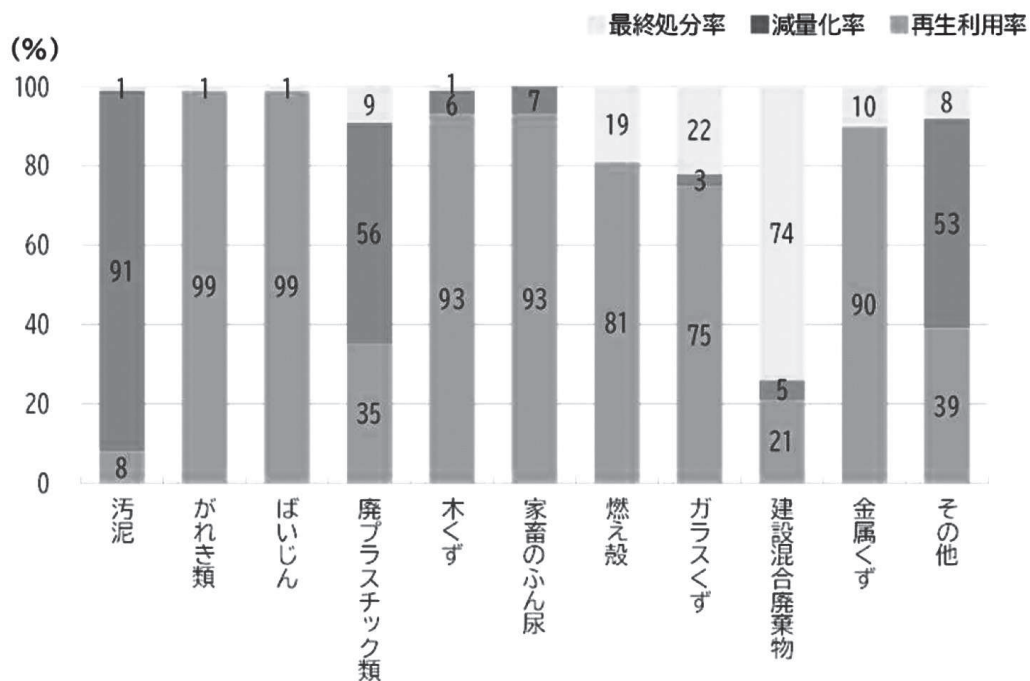
汚泥については、1,225千tの排出量がありますが、91%が減量化され、最終処分量は1%となっています。

がれき類については、508千tのうち99%が再生利用されています。

廃プラスチック類では、108千tのうち56%が減量化されています。

最終処分量を種類別にみると、建設混合廃棄物が17千tで最も多く、燃え殻15千t、廃プラスチック類10千tの順となっています。

図3-2-4 種類別処理状況（令和5年度）



(3) 産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物の処理について、廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定しています。「自らの責任において適正に処理する」とは、排出事業者が「自ら処理する場合」と「許可を持っている処理業者に処理を委託する場合」とがあります。

排出された産業廃棄物のうち52%は、排出事業者が自ら処理を行い、主に脱水による減量化などが行われ、残り48%については産業廃棄物処分業者に委託処理され、主に再生利用されています。

本県における産業廃棄物処理業の許可件数は、令和7年3月末現在2,473件で、業の種類別では、収集運搬業（特別管理産業廃棄物の収集運搬業を含む。）の許可は2,334件と全体の約94%を占めています。

表3-2-5 産業廃棄物処理業許可件数（令和7年3月末現在）

許可区分	収集運搬	中間処理・最終処分	計
産業廃棄物	2,073	133	2,206
特別管理産業廃棄物	261	6	267
合計	2,334	139	2,473

(4) 産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物処理法第15条の規定に基づく産業廃棄物処理施設の施設数は、令和7年3月末現在98件で

す。令和6年度の産業廃棄物処理施設の新たな設置許可は1件ありました。

表3-2-6 産業廃棄物処理施設数（令和7年3月末現在）

種別	施設数	備考
破 碎 施 設	73施設	廃プラスチック類、木くず、がれき類等
焼 却 施 設	12施設	汚泥、廃油、廃プラスチック類等
最 終 処 分 場	6施設	安定型、管理型
そ の 他	7施設	脱水、油水分離、中和
合 計	98施設	

2 使用済み資源の有効利用の推進【循環社会推進課】

(1) 減量化・リサイクルへの取組み

産業廃棄物の減量化やリサイクルを達成するには、排出事業者の自主的な取組みが重要です。そこで、産業廃棄物の発生量が年間 500 t 以上（特別管理産業廃棄物の場合は年間 50 t 以上）である事業場を設置している事業者（多量排出事業者）を対象に、廃棄物の処理計画の策定および実施状況の報告を求め、事業者の自主的な取組みを促しています。また、事業者を対象にした研修会を開催し、減量化・リサイクルに関する先進的な事例やリサイクル製品認定制度を紹介し、啓発を行っています。

さらに、産業廃棄物の発生量が年間 500 t 未満の中小規模排出事業者を対象に、適正処理に関する手続きをわかりやすく解説する研修会を開催するとともに、減量化・リサイクルに関する課題解決を図るため、専門家の派遣を実施しています。

(2) リサイクル製品の利用拡大

リサイクル製品の活用は、埋立処分場の延命化やバージン原材料の節約など、循環型社会の推進に大きく貢献することになります。

そこで県では、リサイクル製品の利用促進およびリサイクル産業の育成を図り、資源循環型社会の構築を推進していくため、主に県内で発生する再生資源を利用して製造される製品を認定する「福井県リサイクル製品認定制度」を運用しています。

平成 11 年 12 月の施行から 26 年目を迎え、令和 7 年 11 月末現在で 34 製品を認定しています。

リサイクル製品普及促進のため、県の公共工事等において、地域から発生した再生資源を活用した製品を同一地域内で積極的に利用しているほか、市町や国の出先機関にも積極的な活用を呼びかけています。

また、「フクイ建設技術フェア」などのイベントへの出展や県庁ホールでの展示およびホームページによる広報等により、認定リサイクル製品のPRや制度の周知を行っています。

今後も、リサイクル製品がさらに広く活用されるよう取り組んでいきます。

廃棄物減量化等アドバイザー派遣チラシ

リサイクル製品リストチラシ



フクイ建設技術フェアブース



福井県認定
リサイクル製品

福井県リサイクル製品認定ロゴマーク

分野別施策の実施状況

循環型社会の推進